

(平成21年7月15日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 3 件

(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

高知国民年金 事案 393

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から44年3月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和23年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年5月から44年3月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで

私は、申立期間①について、市役所支所で臨時職員をしていた昭和45年ごろ、同支所の職員から、国民年金に加入して20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付するよう勧められたため、国民年金の加入手続を行い、その職員に、約2,000円を納付するとともに、申立期間②について、事業所を退職した49年1月に、集金人に国民年金へ再加入したいと伝え、毎月、その集金人に約1,000円の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を完納していることから、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年1月に払い出されたものと推認され、その時点で、申立期間①は過年度納付できる期間である上、当時、申立人が居住していた市では、過年度保険料の取扱いが行われていたこと、及び申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたと主張する市職員が、当時、申立人が臨時職員をしていた市役所支所に勤務していたことが確認できることから、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立期間①については、11か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金の加入及び国民年金保険料の納付に至った市役所支所職員とのやり取りについて詳細かつ具体的に申し述べているとともに、申立人が納付していたと主張する金額は、申立期間①当時の国民年金保険料額とおおむね

一致している。

加えて、申立期間②については、3か月と短期間である上、申立人が保管する国民年金手帳の国民年金印紙検認台紙に、納付済みとされている昭和49年4月から55年2月までの期間と同じ検認印が押されていることが確認でき、市役所からは、当該検認印は集金人が国民年金保険料を集金した際に押印したものと推測されるとの回答が得られたことから、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

高知国民年金 事案 394

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月から、妻が、毎月、自宅に来ていた女性の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料 250 円を欠かさず納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 4 月に夫婦連番で払い出されたものと推認される上、申立人夫婦は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料の未納が無いことから、申立人夫婦の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の妻は納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人が居住していた市町村では、集金人制度による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認できるとともに、申立人の妻は、女性の集金人が自宅に来ていた時期について、昭和 39 年 8 月ごろに別の地区に転居するまでの期間であったことを明確に記憶している上、複数の近隣住民からは、申立期間当時、申立人の妻が記憶している女性の集金人が国民年金保険料の集金を行っていたことを裏付ける証言が得られたこと、及び申立人の妻が納付していたと主張する金額が、当時の国民年金保険料額とおおむね一致していることから、申立内容は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

高知国民年金 事案 395

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 10 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月から、毎月、自宅に来ていた女性の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料 250 円を欠かさず納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 4 月に夫婦連番で払い出されたものと推認される上、申立人夫婦は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料の未納が無いことから、申立人夫婦の国民年金保険料を納付していたとされる申立人は納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人が居住していた市町村では、集金人制度による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認できるとともに、申立人は、女性の集金人が自宅に来ていた時期について、昭和 39 年 8 月ごろに別の地区に転居するまでの期間であったことを明確に記憶している上、複数の近隣住民からは、申立期間当時、申立人が記憶している女性の集金人が国民年金保険料の集金を行っていたことを裏付ける証言が得られたこと、及び申立人が納付していたと主張する金額が、当時の国民年金保険料額とおおむね一致していることから、申立内容は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

高知国民年金 事案 396

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 5 月から同年 12 月までの期間、40 年 7 月から 41 年 3 月までの期間及び 43 年 4 月から 44 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 19 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 39 年 5 月から同年 12 月まで
② 昭和 40 年 7 月から 41 年 3 月まで
③ 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで

私は、20 歳になった時に、父親又は母親が、実家のある地区の区長宅で国民年金の加入手続を行い、私又は両親が、その区長宅に国民年金保険料を 3 か月ごとに持参するとともに、昭和 42 年 4 月に婚姻した後も、転居した地区の区長が自宅に毎月集金に来ていたので、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①及び③が未納とされ、申立期間②が申請免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 3 月に払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間①の国民年金保険料を納付するにはさかのぼって納付することとなるが、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと申し述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、婚姻前の期間について、自身の国民年金保険料を、当時、自宅で行っていた洋裁の仕事で得た収入により 3 か月ごとに区長に納付していたと申し述べているが、申立人は、社会保険庁の国民年金被保険者台帳によれば、昭和 42 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を 43 年 3 月に過年度納付していることが確認できることから、申立内容には不自然な点が見受けられ、申立期間①及び②当時、申立人と同居していた申立人の両親は、既に他界していることから、申立人の両親が申立人の申立期間①及び②に係

る国民年金保険料を納付していたかどうかは不明である。

さらに、申立人は、婚姻後の期間について、婚姻後に転居した地区の区長が、自宅に毎月集金に来ていたと申し述べているが、社会保険庁の国民年金被保険者台帳によれば、申立期間③直前の昭和42年度の国民年金保険料を昭和43年4月に一括納付していることが確認できることから、申立内容には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人の居住していた地区は婚姻前と婚姻後では異なっており、申立期間①及び②当時と申立期間③当時の集金人は、地区の異なる区長であることから、その両地区において国民年金保険料の収納事務に不手際が生じたとは考え難く、申立人及びその両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人が国民年金保険料を納付していたと主張する両地区の区長は他界していることから、申立人及びその両親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 397

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年5月から同年10月まで

私は、平成3年5月に事業所を退職した時、社会保険事務所又は市役所に出向き、国民年金の再加入手続を行い、2回くらいは自分で一人分の国民年金保険料を銀行で納付し、残り4回くらいは妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が私のみ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、市役所が保管する国民年金に係る資格喪失履歴照会の記録によれば、申立人が主張する平成3年5月に事業所を退職した時ではなく、6年5月に別の事業所を退職した時に買った国民年金の再加入手続を契機として、厚生年金保険の資格記録が追加されたことにより生じた未納期間であり、その時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、申立人は、申立期間について、2回くらいは自分で一人分の国民年金保険料を銀行で納付し、残り4回くらいは妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張するが、申立人の妻は、申立期間のうち、厚生年金保険に加入している平成3年5月を除く同年6月から同年10月までの期間について、4年2月に一括して国民年金保険料を納付していることが、申立人の妻が保管する領収書により確認できることから、申立内容には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人及びその妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金保険料の納付場所とされる具体的な銀行名について記憶が明確でなく、ほかに申立人及びその妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらぬ。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

高知国民年金 事案 398

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 11 月から平成元年 9 月までの期間及び 2 年 6 月から 5 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 63 年 11 月から平成元年 9 月まで
② 平成 2 年 6 月から 5 年 2 月まで

私は、昭和 60 年に県外から A 県に戻った後、厚生年金保険に加入していない期間は、その都度、市役所で国民年金の再加入手続を行い、国民年金保険料を口座振替で納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立期間は、平成 16 年 1 月に厚生年金保険の資格記録を追加したことにより生じた未納期間であり、その時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、市役所の国民年金被保険者名簿によれば、申立人が、昭和 60 年 10 月から 61 年 10 月までの期間及び 62 年 2 月から同年 7 月までの期間について、国民年金保険料の納付に口座振替を利用していた記載は確認できるが、申立期間について、かかる記載は見当たらない上、申立人は、申立期間に係る国民年金の再加入手続を行った時期及び場所について記憶が明確でない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預貯金通帳、確定申告書等）が無い上、申立人は申立期間以外にも未納期間があるなど、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

高知厚生年金 事案 195

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 49 年 3 月 26 日から 52 年 5 月 1 日まで
② 昭和 52 年 5 月 1 日から 56 年 5 月 12 日まで

私は、昭和 49 年 3 月 26 日から 52 年 5 月 1 日まで A 社 B 営業所で厚生年金保険に加入していた申立期間①と、A 社で厚生年金保険に加入していた申立期間②の標準報酬月額が、就労時に支給されていた給料額（25 万円から 40 万円）よりも低額であるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の A 社 B 営業所及び A 社の被保険者記録照会回答票により、申立期間①及び②当時、申立人と同じ職種であったとされる複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらぬ。

また、社会保険庁の被保険者記録照会回答票によると、申立期間①のうち昭和 50 年 7 月から 51 年 7 月までの期間及び同年 10 月から 52 年 4 月までの期間並びに申立期間②のうち 52 年 5 月から同年 9 月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当時の上限の標準報酬月額等級（35 等級 20 万円及び 36 等級 32 万円）であることが確認できる。

さらに、当時の同僚は、「当時、支給されていた給料額について、はっきり覚えてはいないが、自分についての社会保険庁の記録に間違いがあるとは思っていない。」旨を供述しているほか、社会保険事務所が保管する A 社 B 営業所及び A 社の事業所別被保険者名簿を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

加えて、社会保険庁の記録上、A社B営業所は昭和52年5月1日に、A社は56年5月12日に、それぞれ厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間①及び②当時の賃金台帳等は確認できない上、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

高知厚生年金 事案 196

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月ごろから 33 年 6 月 1 日まで
② 昭和 33 年 6 月ごろから 34 年 12 月 1 日まで

私は、A 社 B 事業所に臨時事務職員として採用され、同事業所に昭和 32 年 3 月ごろから 33 年 5 月末まで、同社 C 事業所に同年 6 月ごろから 34 年 11 月末まで、それぞれ勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚等の供述により、申立人は、申立期間①及び②において、A 社 B 事業所及び同社 C 事業所に臨時事務職員として勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A 社 B 事業所及び同社 C 事業所は、申立期間①及び②並びにそれ以外の期間において厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人が記憶している同僚は、社会保険庁の記録において、申立期間①及び②当時、A 社 D 支店で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該同僚は、「当時は、現場作業所において重機操作や輸送車運転業務に従事していた。」旨供述しており、事務職員であった申立人とは職種が異なっていたことがうかがわれる。

さらに、申立期間①及び②を含む前後の期間について、社会保険事務所が保管する A 社 D 支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない上、当該名簿には、申立期間①当時、同社 B 事業所で申立人と同

様、臨時事務職員として勤務していたとされる同僚の氏名も見当たらない。

加えて、A社E支店（昭和57年8月16日にA社D支店から名称変更）には、申立期間①及び②当時の賃金台帳等の資料が無い上、当時の複数の同僚等からも、申立期間①及び②における申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除の有無等についての供述は得られない。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。